

2025年11月14日

墨田区学校薬剤師会

小澤会長

永井基美

講習会参加報告書

講習会名 令和7年度学校保健(学校薬剤師)研修会

実施日 令和7年10月2日(木) 午後2時から4時

実施場所 東京都庁議会棟1階 都民ホール

内 容 学校において使用する医薬品、毒物・

劇物等の管理等について

講 師 文部科学省 総合政策教育局 健康教育

・食育課

健康教育調査官 鈴木貴晃

内容

・昨年度学校保健計画策定にあたり学校から相談を受けた学校薬剤師は全国で22%。

理科室の薬品管理に学校薬剤師が関わっている支部と、していない支部がある。

・理科準備室が雑然としている学校もある。

・学校薬剤師は、次の事をして欲しい。

学校保健安全施行規則、第24条学校薬剤師の職務執行の準則より抜粋

1項、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。

6項、学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

・保健室の医薬品は、施錠できる棚に保管

・緊急時、児童生徒に代わり教職員がエピペンを使用しても医師法違反とはならないと解してよい。

・理科室の薬品や、農薬は混合すると、発熱、発火、ガスの発生がある組合せがあり、区分けして保管する。

・薬品の保管・管理や、廃棄については学校薬剤師や教育委員会に相談。

・とにかく理科室の薬品がきちんと管理されているか見に行って欲しい。

質問 薬品の廃棄は費用がかかる、予算を付けて欲しい。

回答 東京都学校薬剤師会井上会長より

数年に一度、近隣数校が一校に廃棄薬品を持ち寄り、廃棄業者に処理を依頼している区がある。そのように、教育委員会と交渉してみてはいかがか。まとめて処理してもらうのがよい。

以上